

岩手県告示第825号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始をする旨起業者岩手県から申立てがあった。

平成28年10月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 事業の種類 県道大船渡綾里三陸線改築工事（岩手県大船渡市赤崎町字跡浜地内から同市赤崎町字清水地内まで）
- 2 収用の手続を開始する起業地 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜、字大洞及び字山口の起業地の全部
- 3 使用の手続を開始する起業地 岩手県大船渡市赤崎町字跡浜、字大洞及び字山口の起業地の全部
- 4 収用又は使用の手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所 大船渡市役所